

「第7期八尾市障がい福祉計画及び第3期八尾市障がい児福祉計画（素案）」についての 市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

「第7期八尾市障がい福祉計画及び第3期八尾市障がい児福祉計画」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいた意見等は原文の内容を基本としつつ、趣旨を損なわないように要約しております。

（1）意見募集期間

令和5年12月1日（金）から令和5年12月28日（木）

（2）提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
直接持参	1	2
電子メール	2	11
FAX	—	—
郵便	—	—
八尾市電子申請システム	3	4
合計	6	17

市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

番号	項目	掲載ページ	市民意見の主な内容（要約）	市の考え方
1	その他（文言・表現について）	13 ページ他	「障がい者の重度化・高齢化」よりも「障がいの重度化、障がい者の高齢化」の表現が適当ではないか。国の場合、障害の重度化、重複、障がい者の高齢化となっており、この表現に合わせてはどうか。	厚生労働省資料及び「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」において、「障がい者（等）の重度化・高齢化」との表現が用いられていることから、同様の表現を用いております。今後も国等が用いる文言及び表現などを参考にしつつ、より分かりやすい文言・表現となるよう努めてまいります。
2	その他（文言・表現について）	13 ページ他	「障がい者の重度化・高齢化」は「障がいの重度化」が正しいため、当該文言について訂正すべきではないか。	厚生労働省資料及び「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」において、「障がい者（等）の重度化・高齢化」との表現が用いられていることから、同様の表現を用いております。今後も国等が用いる文言及び表現などを参考にしつつ、より分かりやすい文言・表現となるよう努めてまいります。
3	その他（文言・表現について）	31 ページ	「④協議会の設置等」の文言について、すでに設置されているので本文中の「機能の充実」としてはどうか。	ご意見のとおり以前より協議会については設置済みであることから、「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」で用いられている「協議会の活性化」へ修正します。
4	療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者数について	9・10 ページ	療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者の増加は、今後の障がい福祉サービス利用のニーズの増加と関係するため、障がい福祉サービスの確保については当該手帳の所持者数の伸びを意識する必要があるのではないかと。	各種障がい者手帳の所持者数を参考に障がい福祉サービスの利用見込みを算出しているものもあります。引き続き各種障がい者手帳の所持者数の推移に注視し、適切に障がい福祉サービスが確保できるよう意識いたします。
5	成果目標（福祉施設から一般就労への移行）	39 ページ	福祉施設からの就労移行の前に、ハローワークに求職登録をしている障がい者の就職が求められる。就労は障がい者に対する支援だけ	ご意見のとおり就労先の拡大は重要であると認識しており、38 ページには受け入れ先企業が少ないことが課題であること及び就労後に

			でなく、企業などの就労先の拡大がなければ進まないため「就労先の拡大への取り組み」について追記すべきではないか。	早期離職しないよう職場環境の充実等についても記載しておりますので、引き続き労働部門と連携しつつ就労先の拡大に努めてまいります。
6	成果目標（相談支援体制の充実・強化等）	40 ページ	市直営で基幹相談支援センターが設置されている意味は大きく、相談の中核を担う機関としての大きな役割を果たすため、今以上の相談員の体制強化が必要ではないか。	個々の相談員のスキルアップ等については研修等へ積極的に参加するなどの取り組みを進めており、引き続き体制強化に努めるとともに、関係機関と連携し市全体として相談体制の強化を図ってまいります。
7	障がい福祉サービス等の見込量について	45～53 ページ、 66～67 ページ	ほぼすべての障がい福祉サービス等について利用の伸びを見込んでいるが、ほぼすべての障がい福祉サービス等において人材不足の問題を抱えており、利用ニーズに応えることができない状況があるため、そのことについて言及しておくべきではないか。	29～30 ページに「障がい福祉人材の確保・定着」について記載があり、ここでは職場環境の充実等により人材の流入促進及び流出防止を進めていくものです。本市としましても人材確保は重要課題と認識しており、国の制度等を活用しつつ人材確保の支援に努めてまいります。
8	障がい福祉サービス等の見込量について	45～62 ページ、 66～67 ページ	障がい福祉サービス等の見込量はニーズに基づく予測であるが、それが実績値となるかは事業所数や運営状況に拠るため、そのことが実績値を見込みに近づけることを困難にしている要因だと思う。実績値を目標値に近づけるために、重要課題については具体的な方策等を示す必要があるが、方向目標にとどまっているため、その点は今後の検討課題ではないか。	成果目標等の達成のため、特に重点的な内容についてはより具体的な方策等を今後示していけるよう検討してまいります。
9	成果目標（地域生活支援拠点等が有する機能の充実）	35、36 ページ	「障がい者の自立に向けた暮らしの場の確保」については、全障がい者を対象とすると具体的な課題が見えにくく、体験の機会の確保」についても、対象者が明確でないと体験の内容がイメージしにくいいため、表現を変えた方が伝わりやすいのではないか。	特に課題となっている精神病床における入院患者の地域生活への移行をまずは重点的に取り組む必要があると考えるため、該当箇所を「主に精神病床における入院患者等の自立に向けた暮らしの場と体験の機会の確保」へ表現を修正します。
10	成果目標（地域生活支援拠点等が有する機	35、36 ページ	暮らしの場としてグループホームは増加しているが、世話人の数と質の確保が課題となっている。世話人の養成研修等の育成の仕組み	グループホームは地域での暮らしの場として重要であり、これまでも充実に向けた取り組みを行っていること及び上記番号9の意見に

	能の充実)		が必要であり、そのことを検討する取り組み等が必要ではないか。	も関連する内容であることから、36 ページの「◆障がい者の自立に向けた支援体制の充実」の取り組みとして「●グループホームにおける支援の質の向上」を追記します。
11	障がい福祉サービス等の見込量について	51、52 ページ	④居住系サービスの【現状分析】に「重度障がい者の受入が可能なグループホームがより必要」とあるが、見込量確保のための方策にはそのことについて触れられていない。重度障がい者の受入は職員体制の支援の質の確保が課題となるが、重度障がい者の受入が課題となっている事業が訓練等給付であることなど、矛盾がある問題に言及しておく必要があるのではないか。	ご意見のとおり重度障がい者の受入を進めるために、職員体制の充実による支援の質の確保が必要であり、このことについては、番号10のご意見において新たに追記し、地域生活支援拠点等の機能充実として取り組みを進めます。訓練等給付であることについては国の制度であることを鑑み、上述の取り組みを着実に進め、重度障がい者の方が安心して地域で生活ができる環境整備を進めることで、引き続き課題解決に努めてまいります。
12	意思疎通支援事業について	57、58 ページ	現在、聴覚障がい者が医療機関の受診や公的機関での手続等を行う場合に手話通訳者が派遣されているが、派遣する対象事項や場所については見直しが必要ではないか。 手話通訳派遣事業は、聴覚障がい者が日常生活や社会生活を営むうえで欠かせない事業である。第7期八尾市障がい福祉計画における年間利用量の見込みは前期計画をやや上回っているが、手話通訳派遣事業の充実をめざすのであれば、当事者のニーズを踏まえて派遣のあり方検討を行うべきではないか。	手話通訳派遣については、原則八尾市内に派遣する場合は八尾市が、八尾市外に派遣する場合は委託事業者が通訳者の派遣を行っております。依頼内容によっては、派遣先の民間事業者等が手話通訳を用意するなどの合理的配慮を行うべきものもあります。今後もより一層手話通訳等の合理的配慮に関する周知啓発に努めてまいります。意思疎通支援事業の見込量については、聴覚障がい者及び利用実績の推移等を勘案し設定しており、今以上の利用促進を見込んだ利用量としております。
13	意思疎通支援事業について	57、58 ページ	障がい福祉課には非常勤の手話通訳者が配置されているが、ずっと1名のみで、短時間勤務で不在時もあり対応できないこともある。2名以上配置している近隣市では、スムーズに対応もでき人材育成にもつながっていると聞くため、八尾市でも手話通訳者の複数配置をすべきではないか。また、通訳者不足を補うための遠隔手話通訳ができる仕組みを導入するなどの対策が必要ではないか。	手話通訳者の複数配置については、スムーズな窓口対応ができるよう遠隔手話通訳等の実施も含め、引き続き検討を行ってまいります。

14	意思疎通支援事業について	57、58 ページ	<p>手話の取得について、現役世代の学ぶ機会が少ないと聞いている。事業の充実をめざしてほしいが、手話奉仕員の年間実養成講習終了者数は前期計画の 30 人から 15 人に減少しているため、この理由と市の考え方が知りたい。</p> <p>また、手話の入門・基礎研修や講座を終えた人が次の学習につながりにくい。手話通訳者をめざす動機づけになるようステップアップ学習や活動の場をわかりやすく提示することが必要ではないか。</p>	<p>手話奉仕員養成研修については、手話の入門・基礎の内容の研修等を対象としております。手話の入門・基礎の研修については、市で実施するもの他に民間事業者等で開催している研修も増えてきており、そのため市で実施する当該研修への参加者数が減少傾向にあります。それに加えて、入門・基礎から次の学習へのステップアップが課題であることから、1 回の研修の受講者数を少人数とすることで、一人ひとりに対してより内容の濃い研修が実施でき、次の学習への動機づけとなるような取り組みを進めております。さらには、次の学習につながりにくいことの対策として、手話奉仕員養成研修の修了者向けの講座を新設するなどし、手話通訳者の育成については状況に応じた取り組みの充実を進めております。</p> <p>今後も研修事業だけでなく、活動の場等の周知啓発に努め、手話通訳者の充実を進めてまいります。</p>
15	その他（パブリックコメントについて）	—	<p>聴覚障がい者のうち特にコミュニケーションが手話である人は、計画書（文章）を読みこなすことが難しい。「手話言語」でなければ理解することが難しく、意見を出すことも困難である。他市では計画書を手話に変換して発信しているところもあると聞き、聴覚障がい者に関連する事項だけでも、手話での情報提供及び意見提出を検討してほしい。</p>	<p>今後、パブリックコメント等を実施する際には、手話通訳者と協議のうえで、手話での情報提供及び意見提出について検討してまいります。</p>
16	意思疎通支援事業について	57、58 ページ	<p>障がい福祉課の手話通訳者の設置について、近隣市でも 2 から 3 名の設置となっていることや、聴覚障がい者が窓口に行った際に手話通訳者が不在であったとの話も聞くことから、現状の 1 名ではなく複数（2 名以上）の設置を望む。</p>	<p>手話通訳者の複数配置については、スムーズな窓口対応ができるよう遠隔手話通訳等の実施も含め、引き続き検討を行ってまいります。</p>

17	成果目標（障がい福祉サービスの質の向上について）	41、42 ページ	成果目標の「実地指導を強化し、その結果を共有することで質の向上を図ります」とあるが、どこを何を共有するか分かりにくい。どのように質の向上を図るかの具体的な表現が必要ではないか。	ご意見を受け、該当箇所について「実地指導の強化を図り、その指摘事項や処分内容等を市内障がい福祉サービス等事業所と共有することで質の向上を図ります。」との表現に修正します。
----	--------------------------	-----------	--	---